

公共汚水・雨水ます設置の取り扱いについて

令和 5 年 4 月 1 日

1 公費での公共汚水ます設置の条件

公共下水道を利用するためには、敷地に接する道路に埋められた公共下水道本管から敷地内につながる公共汚水ます等を 1 宅地につき 1 個設置する必要があります。公共下水道本管が整備された時に、土地利用が定まらないなどの理由で公共汚水ます等を設置しなかった市街化区域内の土地である場合は、公共汚水ます等を公費で設置することができます。（手続きの詳細は次ページ以降をご覧ください。）

ただし、本管を整備した後に分筆により公共汚水ます等のない土地になった場合など、**【自己の負担により設置していただくケース】**に当たる場合は公費での設置はいたしません。

なお、公共汚水ます等は設置した後に、市で移設や追加設置は行いませんので、設置に当たっては、排水経路などをよくお考えのうえで設置箇所を決めてください。

【自己の負担により設置していただくケース】

- （１）過去に設置された公共汚水ます等の改造、移設または撤去
- （２）過去に公共汚水ます等を設置された土地への追加設置または再設置
- （３）過去に公共汚水ます等を設置された土地を分筆したことで公共汚水ます等がなくなった土地への設置
- （４）都市計画法第 29 条に規定する開発行為を行う土地や平塚市まちづくり条例第 25 条に規定する開発事業を行う土地への設置

ただし、市街化調整区域における分家住宅等の戸建て住宅の場合は、公費で設置できる場合がありますので、詳細は窓口にご確認ください。

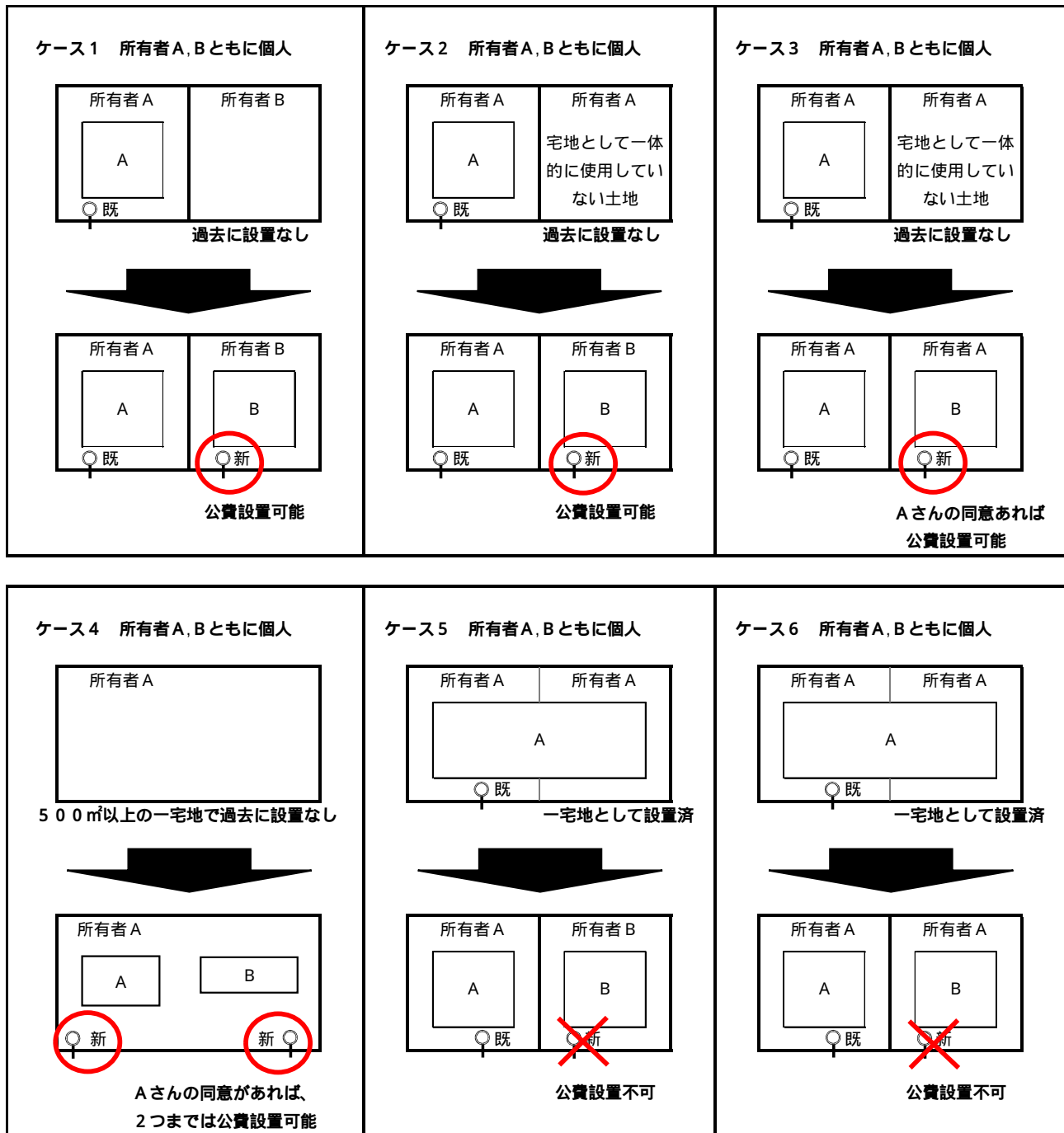
- （５）法令により、排水を必要とする建築物の建築が制限されている土地への設置
- （６）建築する建物が本人または親族が居住するための戸建て住宅でない場合の設置
- （７）土地所有者または申出者が法人による設置

ただし、土地所有者が法人の場合で、既に売買契約が整理しており、将来的に土地所有者が法人でなくなることが書面で確認できる場合を除く。

- （８）土地所有者と申出者が異なる場合で土地所有者の同意を得られない土地への設置
- （９）受益者負担金又は受益者分担金の手続きが済んでいない土地への設置
- （１０）お急ぎの（工事期間 2 か月程度を待てない）設置
- （１１）設置に支障のあるものが除去されない土地への設置

【公費による設置可否の例】

○ 公共下水道区域内の市街化区域内のケース



○ 公共下水道区域内の市街化調整区域内のケース

原則として、下水道本管整備後に公費による公共汚水ますの設置は行いません。

分家住宅等に該当する場合は公費で設置できる可能性がありますので、詳細は下水道整備課にご確認ください。

2 公費での公共雨水ます設置の条件

公共下水道を利用するためには、敷地に接する道路に埋められた公共下水道本管や水路または道路側溝から敷地内につながる公共雨水ます等を1宅地につき1個設置する必要があります。

公共雨水ますは、公共汚水ますと設置の条件が異なりますのでご注意ください。

公共雨水ますは浸水の防除のため、必要となる土地に公費で設置することができます。
(手続きの詳細は次ページ以降をご覧ください。)

ただし、都市計画法第29条に規定する開発行為を行う土地や平塚市まちづくり条例第25条に規定する開発事業を行う土地の場合など、【自己の負担により設置していただくケース】に当たる場合は公費での設置はいたしません。

なお、公共雨水ます等は設置した後に、市で移設や撤去は行いませんので、設置に当たっては、排水経路などをよくお考えのうえで設置箇所を決めてください。

【自己の負担により設置していただくケース】

- (1) 過去に設置された公共雨水ます等の改造、移設または撤去
- (2) 過去に公共雨水ます等を設置された土地への再設置
- (3) 都市計画法第29条に規定する開発行為を行う土地や平塚市まちづくり条例第25条に規定する開発事業を行う土地への設置

ただし、市街化調整区域における分家住宅等の戸建て住宅の場合は、公費で設置できる場合がありますので、詳細は窓口にご確認ください。

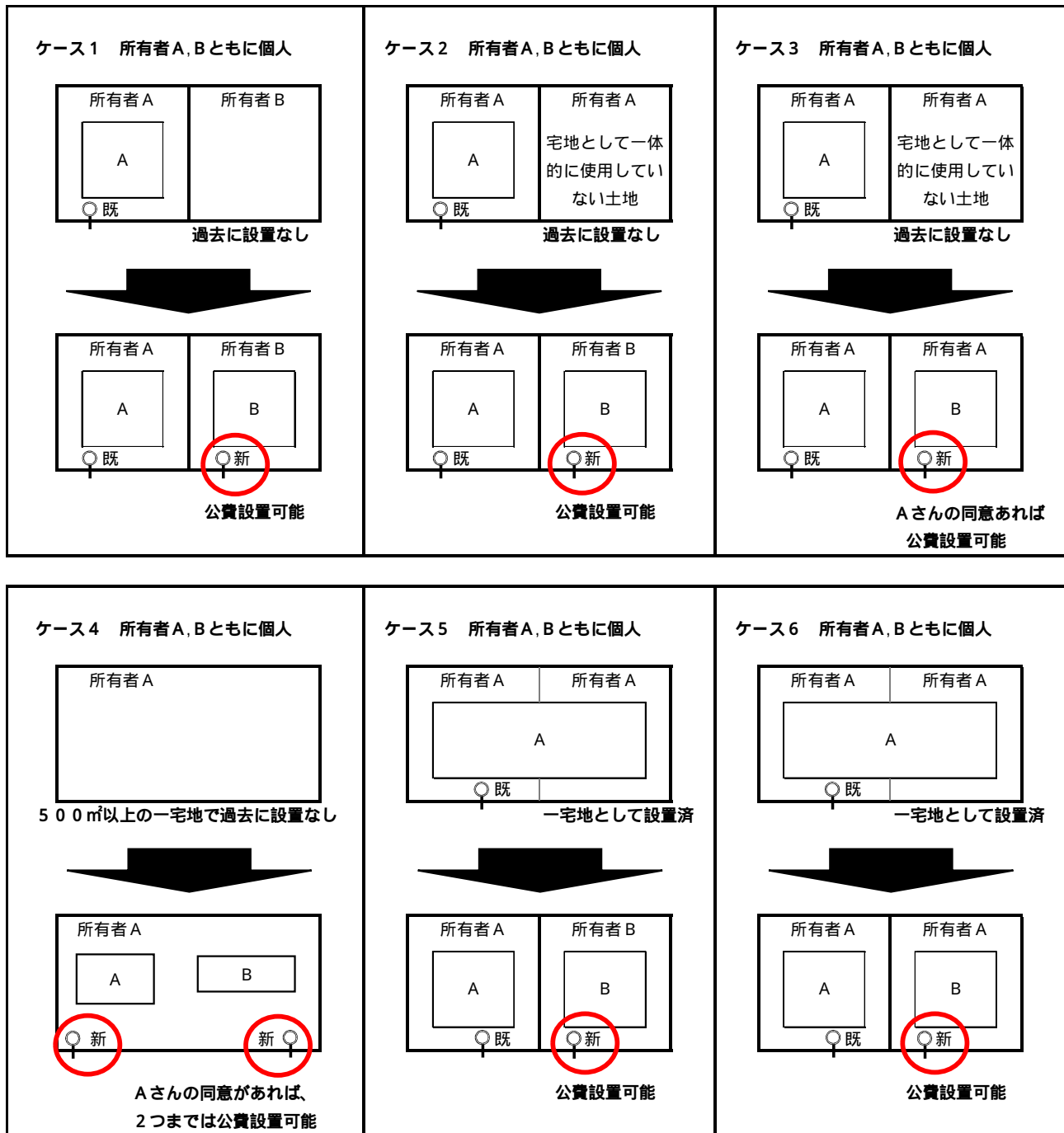
- (4) 法令により、排水を必要とする建築物の建築が制限されている土地への設置
- (5) 建築する建物が本人または親族が居住するための戸建て住宅でない場合の設置
- (6) 土地所有者または申出者が法人による設置

ただし、土地所有者が法人の場合で、既に売買契約が整理しており、将来的に土地所有者が法人でなくなることが書面で確認できる場合を除く。

- (7) 土地所有者と申出者が異なる場合で土地所有者の同意を得られない土地への設置
- (8) お急ぎの(工事期間2か月程度を待てない)設置
- (9) 設置に支障のあるものが除去されない土地への設置

【公費による設置可否の例】

○ 公共下水道区域内の市街化区域内のケース



○ 公共下水道区域内の市街化調整区域内のケース

原則として、土地の所有者本人や親族が居住するための戸建て住宅（兼用住宅や二世帯住宅を含む）に必要となる公共雨水ます等は、公費により設置することができます。

3 必要書類

位置図

現場の位置を確認します。

下水道台帳（公開型GIS「わくわくマップの下水道台帳」のコピー可）

現場に公共下水道本管等が整備されているか確認します。

配置図

建築予定の建物の配管と公共汚水・雨水ます等の設置箇所の想定を確認します。

登記簿謄本（写）（ 売買等契約書（写））

現場の土地所有者を確認します。所有者の変更が間に合わない場合は、売買等契約書の写しにより使用する際の土地所有者を確認します。公共汚水ますの設置の場合で、公共下水道本管の整備当時から分筆が行われている場合は、なるべく分筆の前後が分かる公図もご用意ください。

現場状況の分かる写真等

現場に支障となるものがないか、物理的に設置できない箇所ではないかを確認します。

4 公費での公共汚水・雨水ますの設置申出手続きから設置までの流れ

事前確認

3の必要書類をお持ちください。公共汚水・雨水ますを設置できるか、申出書を提出いただく前に確認します。事前確認の結果、設置可能と判断しましたら、公共汚水・雨水ます設置位置申出書を渡します。

申出書の提出

申出書に必要事項を記入し、必要書類を添付し提出してください。

申出書を記載する際に、**申出者や土地所有者の全員に自署していただくことを忘れないようお願いします。**土地所有者は申出者と異なる場合に必要です。**土地所有が共有の場合は共有者全員の自署が必要です。**自署とは自分で自分の氏名を書き記すことです。

設置の準備

申出書は一定件数が集まってから発注となるため、申出書を提出いただいてから一定期間の待機期間があります。設置までに2～3か月をいただいております。

一定件数が集まると発注準備を行います。市から受注した業者が現地立会いの日程調整を行いますので、申出書に予め記載いただいている方宛にご連絡させていただきます。

現地立会を行い、最終的な公共汚水・雨水ます設置箇所を確認いたします。

設置工事

現地立会いが完了しますと設置工事が始まります。概ね2か月程度の期間で公共汚水・雨水ますの設置を行います。